



長雨の候、時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。**上半期源泉税の特例納期限(7月10日)**が迫りましたので、資料収集・集計・納付のご準備をお願いします。

重要情報

1. 新設法人の欠損金控除規制緩和

27年度改正で、H27.4以後開始事業年度から設立7年以内の法人(大法人含む)は欠損金繰越控除の制限(現行80%、H27.4以後開始年度65%、H29.4以後開始年度50%)を受けなくなりました。ただし、上場会社等は対象外です。

2. 空き家等対策特別措置法に伴う固定資産税改正

管理不十分な特定空き家等について、固定資産税を値上げし改修や売却等の有効活用を促す改正が28年度以降適用されます。たとえば評価額2,000万円200㎡の特定空き家の敷地ですと、固定資産税は5万円弱から28万円程度に値上がります。

3. 越境電子サービスに係る消費税の大改革

国外から提供を受ける電子サービス(ネット広告・オンラインショップや音楽映像など)について27年10月以降消費税が課されます。新たな課税の仕組み(国外の事業者によって利用者が相手の消費税を申告納付するリバースチャージ方式、国外事業者が日本に登録納付して代金に消費税を上乗せするインボイス方式)も導入されます。

7月のイベント

- ・源泉所得税(納特)上半期
- ・個人所得税第1期予定納付
- ・固定資産税等第2期納付

税金マメ知識

【つづき：個人番号の交付について】H27.10.5以降順次、住民票登録個人に対し市区町村から簡易書留で世帯ごとに郵送されます。世帯主は子や老親などの扶養親族に管理を促すと良いです。届くのは番号が記載された紙製の通知カードと、写真付ICチップ搭載の「個人番号カード」引換申請書(任意・無料)のセットです。引換申請はH28.1月以降市町村の窓口で行えます。通知カード(紙)は番号のみですので、番号を事業者へ通知する際の本人確認には別途運転免許証等の提示が必要です。IC個人番号カードは番号に加え写真・住所・氏名・性別・生年月日が記載されていますので本人確認は1枚で完結し、また、各種手続きにおける身分証明書にもなり、eTAXなどの公的個人認証にも使えます。行政手続き等を行うことが多い一家の主や個人事業者は、IC個人番号カードを申請した方が便利です。

元バックパッカー赤羽の旅噺(バナー)



【ウルグアイ：コロニアデルサクラメント】牧童の多い南米の小さな田園国家ウルグアイです。アルゼンチンのお金持ちがウルグアイによく別荘を建てるそうです。なるほど、いざ港町コロニアに降り立てば、色調豊かな街並みが続きます。ナチュラルでハイセンスな色遣い。石畳や白壁をキャンバスにし、軒先に植えられた花やレトロな自動車がポートレートのように目に映りました。

☆事務所からの連絡☆

当事務所に源泉集計業務を委託されているお客さまは、6月末まで(必着)に当事務所から通知した関連資料のご提供をお願いいたします。

晩酌のじかん

今年は経済的な事情で家族旅行の計画は立てておりませんでした。しかし、思えば今年は旅行に行かないからちょっと贅沢、などとセコい浪費を重ねた気がします。それならば、旅行のプランを数か月練っていた方が節約できるのでは? 旅狂いの思考回路はアルコールで拍車がかかります。



赤羽税理士事務所 赤羽 桂介

〒221-0802 神奈川県横浜市神奈川区
六角橋6-18-22コンフォート白楽1階
☎:045-594-6541/凸:045-594-6540
Mailto:tax.akahane@ksk.red